

四国中央市交通安全計画

(平成28年度～平成32年度)

～交通事故のない四国中央市を目指して～



四国中央市交通安全対策会議

ま え が き

車社会の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和20年代後半から40年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加した。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定された。

これに基づき、昭和46年度以降、9次にわたる愛媛県交通安全計画が示され、四国中央市においても交通安全計画を作成し、国、県、市、関係民間団体等が一体となって交通安全対策を実施してきた。

その結果、愛媛県内では昭和47年に244人が道路交通事故で死亡し「交通戦争」と呼ばれた時期と比較すると、平成24年中の死者数は56人と4分の1以下にまで減少するに至った。

四国中央市内においても、平成27年の交通事故の発生件数、傷者数は平成16年の四国中央市発足以降最も少なく、死者数においても平成25年には初めて0人を記録した。

しかしながら、交通事故の発生自体を無くすには至っておらず、今後も減少させることが求められている。

言うまでもなく、交通事故の防止は、国、県、市、関係民間団体だけでなく、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない安全で安心して暮らせる快適なまちを目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を推進していかなければならない。

この交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第26条の規定に基づき、平成28年度から32年度までの5年間に講ずべき陸上の交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この交通安全計画に基づき、本市において、交通の状況や地域の実態に即した陸上交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

四国中央市交通安全対策会議

目 次

計画の基本的な考え方	1
第1章 道路交通の安全	4
第1節 道路交通事故のない四国中央市を目指して	4
第2節 道路交通事故の現状と今後の見通し	4
I 道路交通事故の現状	4
II 道路交通事故の見通し	5
第3節 道路交通の安全についての対策	5
I 今後の道路交通安全対策を考える視点	5
1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象	5
(1) 高齢者及び子供の安全確保	5
(2) 歩行者及び自転車の安全確保	6
(3) 生活道路における安全確保	6
2 交通事故が起きにくい環境をつくるために留意すべき事項	7
(1) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	7
(2) 地域ぐるみの交通安全対策の推進	7
II 講じようとする施策	7
1 道路交通環境の整備	7
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	8
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	8
(3) 交通安全施設等整備事業の推進	9
(4) 歩行空間のバリアフリー化	10
(5) 効果的な交通規制の推進	10
(6) 自転車利用環境の総合的整備	10
(7) 高度道路交通システムの活用	11
(8) 交通需要マネジメントの推進	11
(9) 災害に備えた道路交通環境の整備	11
(10) 総合的な駐車対策の推進	12
(11) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	13
2 交通安全思想の普及徹底	14
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	15
(2) 効果的な交通安全教育の推進	18
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	19
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	22
(5) 住民の参加・協働の推進	22

3	安全運転の確保	22
(1)	運転者教育等の充実	22
(2)	道路交通に関連する情報の充実	23
4	車両の安全性の確保	23
(1)	不正改造車の排除	24
(2)	自転車の安全性の確保	24
5	道路交通秩序の維持	24
(1)	交通の指導取締りの強化等	25
(2)	暴走族対策の推進	25
6	救助・救急活動の充実	26
(1)	救助・救急体制の整備	26
(2)	救急医療体制の整備	27
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	28
7	被害者支援の充実と推進	28
(1)	自動車損害賠償保障制度の充実等	28
(2)	交通事故相談活動の推進	28
(3)	交通事故被害者支援の充実強化	29
第2章	踏切道における交通の安全	30
第1節	踏切事故の傾向と交通安全対策の今後の方針	30
第2節	踏切道における交通の安全について講じようとする施策	30
1	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	30
2	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	30

【資料1】 四国中央市内の交通事故発生状況の推移（平成16年～平成27年）

【資料2】 近年の事故発生件数に占める高齢者の割合

【資料3】 用語集